

浄瑠璃  
寺所蔵 不動三尊立像

美術工芸研究室

浄瑠璃寺所蔵の不動三尊立像は既に重要文化財に指定されている像であり、また寺伝に仏師康門作といわれて一部の人にはよく知られているものであるが、果してその寺伝が妥当であるか否か検討される機会も少なかつたようなので、こゝに概略を紹介して若干検討を加えておきたい。

第1図 不動明王立像部分 浄瑠璃寺

本像は現在同寺阿弥陀堂（本堂）の一隅に仮安置されているが、元来は後述のように応長元年（831）に建てられた護摩堂の本尊であったものである。この護摩堂はいまの山門を入った右側、即ち現本坊法雲院の東側にあつたと伝えられるが、現在は僅かに礎石が点在するだけで勿論堂舎はない。その退転の時期はいま明らかにはできないが、現存する浄瑠璃寺木札類に明和三年（1766）及び安永五年（1776）、天明四年（1783）、天明七年（1787）、寛政四年（1792）の不動尊の護摩札があることをもって推察すれば、堂はほぼ江戸後期まで存続し、のち退転とともに（寺傳によると退転は明治以降という）本像は阿弥陀堂に移安されたものとみられる。

三尊は中央に不動、左右に矜羯羅、制吒迦の二童子を配し、中尊の背後にはいわゆる伽楼羅炎光背をつけ、三尊ともに岩座に立つ。この三尊の構成は立像の不動尊としては通有なものであるが、本像の場合光背先端と框座両端とによつて構成される二等辺三角形内にそれぞれ納まり、しかもそれに応ずるように中尊と二童子の像高比もほぼ二対一の最も安定した構成をとつている。また中尊は両脚を揃え屹立しているが、その姿勢はあくまで直線的で、背後の伽楼羅炎の動きとともにむしろ上昇的な動勢をとる。これに対して二童子は中央前方に

やゝ上軀を傾け、各々左脚を遊脚にして裳裾を左に靡かせているが、逆にこれらは力を抑え、動勢はいわば下降的もしくは抑止的な印象が強い。いずれも充滿した童子形につくり、忿怒の中尊、慈悲の矜羯羅、意志（智慧）の制吒迦と各々その表情を巧みに把えて表現しているのは特徴的であり、たとえそれらが経軌によるものとはいえ作者の作技の凡庸でないことを示しているもので、その構成の妙ともにかなり評価されるべき作域といえよう。

像はいずれも桧材寄木造り、眼には玉眼を嵌入、また胸には各々金銅製胸飾り（垂玉は水晶製）を着ける。彩色は肉身においては中尊は群青、矜羯羅は白肉色、制吒迦は紅蓮色を施し、また各尊の上帛や裳に

は雲文、輪宝花団文、雲龍文（中尊）、三宝珠瑞雲文、牡丹唐草文（矜羯羅）、雲立涌文、花唐草文（制吒迦）等を盛上極彩色にて施している。ほかに中尊の裳や矜羯羅童子の上帛には部分的に麻葉繋ぎの截金文、また毛髪、界線などにも同じく截金をおいている。構造は鎌倉中期以降の通有の寄木法で、基本的には頭・軀部それぞれ耳前にて前後に矜ぎ、それに両腕、両脚、裳の一部などを矜ぎつけている。ところで、本像の作風の特徴として、三尊とも柔らかい児童の肉体を連想させるような特異な肉体表現を行っていることや多少形式化した裳褶の表現、さらに特色ある盛上彩色を施していることなどがあげられる。その点本像が少くとも鎌倉後期の作風を示し、また充滿な肉体表現で特徴的な仏師康円に比定して考えられるのもきわめて当然なことであるが、果して寺伝のごとく康円の作とすることは可能であろうか。

そこで、康円の確かな作例として旧内山永久寺不動八大童子像（註2）（現世田谷観音寺所蔵）をあげて比較検討してみると、その中尊の形姿、構成、彩色、作風等において、両像は極めて近似していることが指摘できる。このことは形姿こそ異なるが、八大童子についても同様であつて、いまそれを詳述する余裕がないが、両像はほとんど同一の作家によつて、しかも余り距らない時期の作とみることができるといえる。旧内山永久寺所蔵不動八大童子像はその清浄比丘像の像内納入文書や内山寺置文によつて、これが文永九年（1172）十一月廿一日に金剛仏子乘惠等が勸進して、大仏師法眼和尚位康円が造立し、絵師法橋上人位重命が彩色した像であることが明らかである。内山永久寺はいうまでもなく永久元年（1113）に大乗院尋範によつて創建された法相・真言兼帯の大乗

## 第3図 矜羯羅童子像 浄瑠璃寺

院末寺であるが、鎌倉時代において慶派仏師がその造像に当っていることが少なく、殊に康円は常存院<sup>(註3)</sup>二天像(弘長四年)や真言堂四天王眷属像(文永四年)、また丈六堂十一面観首像<sup>(註3)</sup>(文永六年)の造像に従っているのが確かめられる。したがって康円の確かな作例である旧内山永久寺不動八大童子像と本像とが極めて近似した作風をもっていることは本像の作者をほとと康円に比定できることを示しているものといえよう。

次に本像の浄瑠璃寺における沿革が問題となるが、果して観応元年(1350)に編述された『浄瑠璃寺流記事』には左記のような記載があつて注意をひく。すなわち、

一、護摩造営并護摩始行事

延慶三年<sup>庚戌</sup>八月二日為

良一信實原殿御事也

院家之御沙汰被寄置官符宣 阿闍梨一口、

即院家之御教書云、当山者為本願上人建立之、後寺社規模之靈驗地

矣、院家無雙之祈願所也、而當作数字之蘭若、未構護摩壇之梵閣、雖有頭密之禪徒、猶無阿闍梨之職位、依之且為被添山門之眉目、且為相統佛法之恵命被建立一字之道場、所寄置有職之階位也、則彼 官符宣遣之、早勸修護摩行業可奉祈 院家万歳之御願云、依被仰下、応長元年<sup>辛亥</sup>春之比奉造立一字護摩堂了、同年七月八日為 院家御沙汰、

法三尺 御本尊不動尊同二童子<sup>已上康円作云</sup>、下預之、奉安置于彼御堂<sup>御教書、明鏡也</sup>、

とあつて、延慶三年(1310)八月に一乘院良信の沙汰によつて阿闍梨一口が本寺に置かれ、応長元年(1311)春に護摩堂が建立され、同年七月八日に康円作の不動尊及び二童子が院家から下預せられたというのである。ところで、従来康円の生存年代からみて、この康円作の記事を疑うむきがあつたが、しかしこの流記事の記載は注意して読めば判る通り、応長元年に院家の沙汰によつて不動三尊が下預され護摩堂に安置されたことを記しているのであつて、この年に像が新造されたことを意味するものではない。したがつて康円がこの年に造立したのではなく、既に康円生存中(恐らく文永年中頃)にいずれかにおいて造立したものを院家によつて同寺に下預されたのであるから、康円が生存していないのはむしろ当然といえよう。しかし、いまこの流記事を確かめる記録は現存しない。また本像の原所在寺院についてもいま明確にできる史料はない。したがつて、本像についての康円造立の直接的史料はなお不足しているといわねばならないが、しかし上記の流記事の記事によつて少くとも流記事の編述された観応元年(1350)頃には、本像が康円作と称されていたことが明らかになるのは注意されてよい。そして、一方で先述のように本像が確かな康円の作例である旧

内山永久寺不動八大童子像に極めて近似した作風をもっていることは、なおその直接史料の欠を補つて、流記事の康円作の記載をほど信じてよいことを示しているものといえよう。

康円の事蹟や作例の詳細は別の機会に譲らねばならないが、建長八年(1256)に湛慶に次いで造つた東大寺講堂<sup>(註6)</sup>に始まり、文永十年(1273)の興福寺経支発願の騎獅文殊五尊像<sup>(註7)</sup>に至る作例の大半がほとんど南都を中心としたものであり、しかも多くが内山永久寺など興福寺もしくは同寺両院家関係寺院のものであるのは、自ずと康円の南都における造像の性格を示しているものといえよう。したがつて、本像がかつて一乗院家の沙汰になる、しかも康円の作例とみることも十分に可能性のあることといえよう。南都造像史上、康円の作例として注意されねばならない像である。

第4図 矜羯羅童子像 世田谷観音寺

註

- (1) 法量(像高) 中尊三尺二寸七分 矜羯羅童子一尺七寸 制吒迦童子一尺七寸二分
- (2) 法量(像高) 中尊三尺六寸 矜羯羅童子一尺七寸七分 制吒迦童子九寸七分(以下略)
- (3) 『内山永久寺置文』常存院の項『校刊美術史料』第125輯)
- (4) 同像各岩座裏面墨書、西川杏太郎「康円作四天王眷属像について」(『Museum』第137号)
- (5) 『内山之記』第4丁(『校刊美術史料』第126輯)
- (6) 『東大寺統要録』造佛篇
- (7) 同像獅子墨書及び納入文書、松下隆章「稚児文殊出現図(解説)」(『美術研究』第208号)、西川杏太郎「佛師康円と騎獅文殊五尊像」(『かみ』第3号)

(長谷川 誠)

(13頁より)

註

- (1) 『富貴寺壁画』美術研究所 昭13
- (2) 秋山光和「醍醐寺五重塔壁画の様式技法に就いて」美術研究196号
- (3) 山崎一雄「醍醐寺五重塔壁画の調査概要・附載一、同壁画に用いられた顔料」美術研究196号
- (4) 豊岡益人「富貴寺壁画断片解説」美術研究95号